

予防接種被害裁判体験から得たもの

白井哲之

早稲田大学教授・元原告団長

1. はじめに

今、紹介ありましたように、私は東京予防接種被害者の会の成立以前に原告団長をやっていた白井です。

勝訴によって、法律は変えたが、運用の仕方はどこまで変わったのかなと、色々気がかりになっておりました。今日は皆さんともお話し合いができる機会を持ったので出席しました。今年で、東京および全国の予防接種被害者の会の発足十年にあたり、記念の会合を持つことになり、何かお話をと依頼されました。そういう意味でこのような機会を与えられた時に、長かった裁判の期間を振り返り、同時に皆さんが気がついたことを伺えるのではないかと考えて、お引き受けしようと思いました。まとまった話にならないのではないかと考えたので、表題のようになっていないかもしれませんが、話したい内容をメモ書きにいたしました。

最高裁まで行った長期に亘る裁判であります、ほぼ終わってからはや 10 年も経ち、はじめの頃から私の心中で、「いったい我々、何をやって来たのか。」あるいは振り返って「どんなことが得られたのか。」との思いがあります。ここにおられる方は、裁判初期から参加された方もおり、支援の方、親としてワクチンに関心のある方などで、裁判のことはいろいろな形でお聞きになっていると思いますが、大体の概要をどこかで一緒に考えてもらったり、整理しただけならありがたいと思い、資料を作りました。

2. ワクチン禍を知る

私自身のことを始めに少し申し上げます。大阪・吹田(当時大阪教育大助教授(編者))におりました時に、種痘で6ヶ月の子供を亡くしました。1970 年、今から 34 年前3月 28 日、前年の9月生まれでしたから、ちょうど6ヶ月になったばかりでした。

その時、どういう状況が起こったか、医者もよくわからなくて、いくつかの死亡の原因を挙げて説明をしました。その中に予防接種とか、尿毒症とか、心不全とか急性消化不良性中毒症とか、いろいろなことを言われました。予防接種後にも重篤な症状が出る、私どもはそういう事故があるなんて全く知りませんでした。

私が保健所に行ったのは、もし自分の子供が事故死であったら、周りにももっと例がある可能性があり、保健所はその情報を持っている必要があるし、持っていなければこ

ちから言わなければと思い、その意味でこの話を保健所に持ち込んだのです。

相手は滅多にない事故だから確たる知識はなく、「確率から言うところのくらい...」といった程度の話もありました。しかし、私らも含めて、親たちは予防接種で事故があるということは全然教えられていません。「予防接種は受けるもの」ということが大変よく浸透していて、学校教育の中でも求められていました。それはとにかく受けなければいけないもの、国民の義務である、戦前では、兵隊に行くこと、税金を納めること、教育を受けることなどとともにかなり徹底していました。これは今も続いていることだろうと思います。教育の場を使って、予防接種の宣伝と事故の隠蔽が行われたのです。その方がやり易いからです。我々には知らせずに、役所は事故の報告を受けていました。それに対して、どうしようかということは全然していないのです。同僚などからも聞きましたが、若干の統計はあるものの、対策は全くなかったのです。

本屋で調べてみると、いろいろ症状なども書いてあり、写真も載ってありました。「こんなことがあったんじゃないか！」しかし、それは知っているのは担当のごく少数の役人で、あとは医者が知っているだけであって、「我々には何も知らせていないじゃないか！」正直、私は悲しみもありましたが、大変な怒りの気持ちを持ちました。そして親として、知らないままに打ってしまったこと、子供は何をしたのでもないのに連れて行ったのは親であること。そこで事故は起こってしまったのです。悔やまれることです。

「一体どういうことなのか、事故は防げた話だったのか？」役所に返事を求めてもわからないと言うだけです。突き詰めれば「あなただけに起こったから、あなただけに何か問題がある。」という言い方になり、俗に言う「特異体質」として片付けられたということだったと思います。事故は発生するが、対策としてその先は無い、という形がずっと続いてきたんだなぁ！ということになりました。

そういう子を自分の子として持った時、何とかしなくてはいけないという気持ちが起こり、新聞に投書をしました。その投書を見た吉原さんから連絡を受け、被害者の会を作っているという話がありました。

そして話が大きくなり、梅田さん、高田さん、北浦さん、小林さん、佐藤茂昭さん達とつながりが出来ました。北浦さんは重障児センターをやっていましたが、それとこの話が合体して、予防接種被害児のための組織を作る方向に進みました。佐藤茂昭さんの活動を受けて、吉原さんとしては、「被害者の会」ではなく「全国予防接種事故防止推進会」という名称で会を発足されました。これは裁判以前の話ですが、裁判にいきなり入って行ったのではなく、被害者の会の横の連絡をどうして取って行くかには力を入れたのです。

予防注射は公衆衛生のためにとっておきながら、実際には、あってはならない予防接種の事故はあったのです。それは旧憲法の時代からうやむやにされており、事故が明るみに出ると、行政は「困る」ということでした。しかし実際は被害が起こっていた、それはいけない、というので「推進会」を作り、厚生省に被害者救済の要求を持っていたのです。推進会はこのような役割をしたと思います。

3. 裁判に至るまで

しかし、裁判に行くまでの家庭を見ていますと、いろいろのことがありました。運動が始まってから裁判に入るまで3年間かかっています。その間に何が起こったかと言いますと、国側が取った対応は、とりあえず見舞金制度をつくりましたが、恒久制度についてはしばらくおあづけ、まずは世論の沈静化を図りました。行政としては接種を続けなければならないから、続けさせるためには、予防接種の事故が起こったら、放置しないという形をとる必要があり、それでとりあえず見舞金のようなものを出しました。それが当時の行政も対応でした。

しかし、明治以来、事故は無視して来た訳ですから、まず事故を認定することから始まりました。予防接種事故は無いものだとして来た、しかし実際に事故はある、では、どういものが予防接種事故かという認定の制度を組まなくてはいけないことになりました。この辺の制度的問題は考えただけでもうんざりします。接種を勧める同じ組織が、逆に接種の被害を受けたものの認定をする。推進側のメンバーが、認定の方のメンバーとして名前が出るというおかしいこともありました。

ワクチン接種の仕組みの問題から始まり、予防接種事故の被害を認定し、被害者救済のあり方や手続きを決める。医者も、事故は無いのだという先ほどの話もありましたように、殆どちゃんとした事故判定の基準もないものですから、何をおかしいと思ったら被害申請を出しなさい、その上で委員会を開いて判定するといった具合です。そのうちに、だんだん被害者がしびれを切らして来て、言い辛い話だけれども裁判になってしまいました。そういうのが実状で、はじめから裁判をやろうという雰囲気ではなかったと思います。

3年間の時を経て、我々が裁判に踏み切って行ったのは、認定患者が千人を超した段階でした。中には変な認定で 承服できないという話もありました。そんなこともあり、千名を越した段階で裁判ということが被害者間で話題に上るようになりましたけれども、「推進会」としては、裁判はしないということでした。それは一人一人の事故の状況が全部違いましたし、また、一人一人の立場を尊重したいからでした。殆どの人が裁判いう

ものに関わったことがなく、今までの生活体験の中で、裁判のことは関わっていないのです。そのような中で、幹事の一人だった野口さんという人が、種痘禍のお子さんのために裁判を起こしました。

通常裁判では、因果関係を争う厳格な法律的医学的な根拠が必要ですから、出来るだけ避けたい、それを避けるためには、まず国側の認定を取る必要があるという話もありました。ですから千名位いれば、因果関係の争いも無いだろうし、判定基準も出来ており、未認定の人々に裁判のことが影響することも少ないであろうと考えました。

そして裁判に入って行こうとした時に、様々な動きがありました。国は見舞金制度は作ったのですが、300万円くらいのところから、これでは不十分で、実状に対応するようにもっと上げなさいと推進会は要求しました。これに対して、自衛隊の殉職者に比べて高すぎるというような話が出てきたりして、見舞金制度から恒久制度に移るといいながら、動きが無く、我々は恒久制度を作るように、国会や行政への陳情を繰り返しました。

また、東京都では早くからこの問題の認識もあったので、見舞金の上積みをしました。大阪でもやりました。窓口の各市町村の行政のレベルへ陳情や要請をしたのですが、本当は国の行政の問題でした。直接の責任者は知事ですから、認定給付など、独自の制度をもった地方自治体も出てきました。国の制度が不十分だとわかっているのに、そうした対応は当面被害者に有利であっても、本当の解決には程遠いものでした。

国はいつになっても恒久的な制度をやってくれないのです。やらないのです。いろいろな人々に差し障る問題もあったり、予防接種を推進しなければいけないこともあったのですが、合法的に予防接種を推進しようとする、事故のことをあまりに前面に押し立てることはまずい。当時厚生族議員で、あとで総理大臣になった橋本龍太郎議員にも会いましたが、陳情はしても、なかなか事態は動かなかったのです。彼自身は、予防接種に関する措置として見舞金が出るということは分かって、それが不十分だという話は聞いてくれましたが、「その実状だから、ちゃんとしなければいけないということはわかるけども…」と、そこで止まってしまうのです。一向に進まないのです。

そのうちに、国が制度を直す方向で動き出したのは分かりました。厚生省は見舞金の金額を上げました。同時に審議官を置いて、予防接種法を改正するための委員会を設置し、制度の見直しとか、各省庁の関係の調整をはかることをはじめました。これで本当にやるのだらうと思っていました。しかし、毎年のように見舞金を上げたりしますが、法改正の方はさっぱり進みません。そういう意味で嘘をついているように見えました。

厚生省は裁判などと大騒ぎをしてもらいたくないので、被害者を何とか丸め込もうとしている。だからと言って、恒久制度を早く確立しようという風にも見えない。ですから、我々としては、裁判という形をとって、制度的問題点をはっきりさせる。裁判の中で、何故こういうことが起こって来たか解明しなくてははいけないし、法治国家としてのあり方を問わなければいけない。予防接種は国がやったんだから、国が責任をとるべきだという考え方が持ち上がりました。

4. 提訴 第一審のはじまり

結局、私も裁判をどのように進めていいのかわからず、弁護士も見つかりませんし、推進会の皆さんの意見もまとまらない。いろいろ考える中で、中平弁護士が引き受けるという話が出てきました。野口さんはすでに別の弁護士で個人的に訴訟を提起していました。「推進会としては動かないが、関心ある人は自由意志で参加し、弁護士は中平氏とする。」という形を野口さんが提案し、多くの人に誘いをかけたのです。

中平さんは、人権弁護士ということで知られ、人助けのおつもりだったのです。東京高裁の判事をされた方です。中平さんは東京地裁判事時代に、教科書裁判で(教科書裁判の判決で国側は敗訴したのですが)、家永三郎氏の歴史教科書の検定の際に、文部省が多くの修正意見を出しました。それが不当だとして、家永氏が裁判を起こした件です。その時の国を負かした裁判官が中平氏であります(杉本判決時の右判事)。その後、中平さんは裁判官を辞めて弁護士になりました。

中平弁護士は、我々の事件を人権の問題として受け、医療裁判という形では受けていません。『国側の責任＝国側が全部かかっているのだから、その中で被害者の人権を侵したのだから、全ての責任は国側が負うべきである。それは憲法上からも当然の責務である』という考え方で訴訟を進められたのです。なかなか裁判といっても、特に一審段階は手探りといったところですが、そのような感じで動き出しました。

しかし、その時の可部裁判長(後に最高裁判事をされた方ですが、スモン事件の東京裁判で和解勧告を出したことで、スモン患者の救済を進めた。)は慎重でした。可部さんは従来通りの法理論体系を重んじました。被害者原告が、どうしてこれが悪いのかということをちゃんと説明しなければならない、予防接種事故が起こった場合、自分が、これが原因なのだという証拠を持って、訴えた原告が証明しなければいけない、という方針でした。

これは中平弁護士としては生半可なことではありません。全部国側が情報を持っていて、〇〇審議会、〇〇委員会などが全部情報を持っていて、被害者に分かるはずも

ない。中平先生は、そういう状況が立ちはだかっていることを分かっていたので、だからこそ、あくまでも人権の問題と言ったのです。

しかし可部さんはそうは言わなくて、やはり、個別に訴えた原告側が証拠を持って来てやるように言われました。しかも、この集団訴訟は、我々の場合、始め 23 人、最後は 62 名になりましたが、そこでは一人ずつ状況が全部違うのですから、一人ひとりについて全部調べ上げることは容易なことではありません。中平さんは「これだったら制度的な問題であって、日本の予防接種法そのものがおかしいのだから、そういうことにメスを入れなければならない」とのお考えを持つにいたりました。

それで進めていく中で、海外から証人を呼ぶ。ディック先生です。イギリスでは国家管理、アメリカでは勧奨接種、ここまで強制をかけてやっているのは日本だけであって、これは珍しい。日本だけが罰金までかけて強制している。そこで、事故と言う状況になっていることは大いに問題である。

ディック証言は総論的立場からの進め方です。そのこの段階までは行ったのですが、その先で裁判が足踏みになり、一人ずつバラバラの原告が、それぞれ国の落ち度を追求するのではどうにもならない、ということの繰り返しになってしまいました。

この状況について、原告の私どもはどう考えればよいかと言った時に、大変困ったことは事実です。素人ですから、法律論争の詳しいことはわからないが、しかし被害の事実はあるが裁判のために詳しい証拠を固めるためには、多くの弁護士が必要になるであろうことは分かりました。中平先生と河野さん先生のみでは困難な仕事です。

私たちは、結局、中平さんと同じような感覚を持っている裁判官だと被害者に有利な判決を下させるだろうし、この裁判は私たち原告のみではない、意義のある重要な裁判だとわかっている。しかしお金がないから、その当たりもわかってくれる弁護士の助っ人を、弁護団に加え下さるよう中平先生に話しをしました。

5. 弁護団の補強

その中で、弁護団が補強されることになりました。中平事務所の若手の河野さんが、大野正男弁護士に話を持ち込みました。実は、その人たちが動いてくれたのは、吉原さんが書かれた「私憤から公憤へ」(岩波新書)という本を大野先生から若手の弁護士に弁護団への参加を呼びかけたのです。大野先生は私は尊敬していますが、先生に初めてお会いしたときに、実に清冽な感じを受けました。

大野さんは虎ノ門法律事務所の代表をやっていました。そこに有能な山川弁護士が

いました。この方はサリドマイドの裁判の弁護士だったのです。秋山弁護士もサリドマイドの弁護士です。それで私らの裁判に加わったということもありました。中平さんは裁判官を辞めたばかり、河野さんは全く新人で初めてですから、当時は経験があまりなかったのですが、正義感の強い人でした。そのほか裁判官から転じた広田弁護士も加わり、弁護団は6人のチームに補強され、再編成して出発しました。

6. 裁判論理の構築

そこから先は、責任論ということで進んで行ったのです。裁判では、どういう論法で争うかということになりますと(民事裁判というのは最後はお金の問題になりますが)、因果関係と、責任の問題と、損害賠償金の問題があり、どの裁判も民事の場合は「因果関係」と「責任の所在」と「損害」の三つの仕組みが基本にあって、それを一つ一つクリアして行くのです。因果関係をクリアするのは大変だったのです。いろいろありました。国側は当時の予研の研究者を証人に呼んで来ました。

いずれにしても、そういう形で一審は進行しました。我々は、国が予防接種被害と認定されていたので、因果関係については国側は争わないものだと思っていたのですが、国は争うといってきました。特にポリオの問題では争う意向を示しました。一審の時は我々は、国家賠償法にのっとり、国が悪いんだと、だから国が全責任を負うべきだという形で行ったのですが、六人の弁護士段階になって、大野さんは「それでは、勝てない、全員が勝てないとなり、集団でしている以上は、基本的には皆が勝つ必要がある。」というのです。

我々の集団裁判の特徴は、いろいろなケースがあって、種類もいっぱいあり、地域もバラバラです。

そういう意味では、「予防接種の事故になった！と思う」というだけの、あまり厳格でない根拠で認定を受けた側面もあります。その認定者だけに絞ろうという意見もあったのですが、全員が必ずしもそうではありませんでした。

本来が雑多でバラバラな被害をどのように整備するかということになった時に考えたのは、国の責任のあり方の問題です。つまり「国に責任あり」とする時に、接種するべきでないワクチンを接種してしまったこと、年齢を制限しなかったこと、摂取量が不適切、期間を誤ったとか、そうした過失原因をいろいろ取り合わせて、国家賠償法上の過失を決めようと考えていたのですが、それはなかなか容易ならざる作業でした。ある人はこれ、ある人はそれと、いろいろでした。

大野弁護士は、それはうまくない。そうではなくて、一般論として損失補償をいうもの

を考えたい。国家には人命の損失補償の法律は無い。無いということになっている。国家は、死刑だとかの理由以外で、人の生命を奪うわけにはゆかない。しかし、我が憲法も責任をとって、生命の損失を補償するということは想定していない。しかし、「国家賠償法の中では、財産を侵した場合にはそれを補償しなくてはならないのだから、生命はそれ以上のものだ。」と言いましたら、「それは法律にはない、生命を補償をするとは書いてない。」と反論されるであろう。ただ社会保障のためだと言って、人命尊重を説きながら何もしていないのはおかしい。だから、皆が全員勝訴を勝ち取るためには、補償という方式をしっかりと考えなければダメだ、賠償法で国に責任があるということだけを主張してもダメではないかと説くのです。

ところが、これについては随分議論がありましたある意味で全く新しい仕組みを国側に突き付けて、「書いてはないのだけれども、その憲法の精神から行けば、なければいけない筈だ」ということで最後まで通しました。

7. 一審勝訴の意味

結局、しかし一審はそれで通ったのです。国家賠償法で勝ったのは2人、あとは損失補償という形で全員が勝ちました。憲法の精神の類推適用による補償です。国はすぐ控訴したのです。この時に、国家賠償法で一審の裁判長の小野寺さんが、憲法判断による原告弁護側の論理をよく採用したというのが当時の新聞の論調でした。法律論などの議論が『ジュリスト』などの雑誌に出ました。かなり思い切った議論なんだが、よく踏み込んだ、と思っていた人々が多々です。「一石を投じた」そのような勝ち方だったのです。

それで、金額は補償だからといって低いわけではなく、賠償と同じ。ただし、なぜ小野寺さんがそういう方向に持っていったか。そこが弁護士の能力と思うのですが、全国に散っている生存被害者(死亡者の親は法廷で証言しましたが)を裁判所に見てもらいました。裁判所に「この被害者の現実を見てくれ!」「子供の介護に親たちが苦しんでいる状況を見てくれ!」という状況を弁護団が作り上げました。

確かに一審で可部さんが行ったのですが、最高裁まで残った広島(呉市)の古川さんのお宅で出張尋問がありました。私もはじめての経験でした。古川さんのところでは、年老いた父母が重い障害者のお子さんを介護していました。

「子供を法廷に連れて来るわけにはいかない、自宅で見えていただくほかない」この点がやはり裁判の中でのインパクトであったと思います。「これを何とかしなくてはいけない」と思うのが普通であり、「これがそのまま放置されていいわけがなく、なんとかして被

害者を法律的には勝たせなくてはいけない。」と裁判官たちもなったのです。

そういう気持ちを、結局弁護士の方が賠償論にするために、論理に作り上げていったということになるのだと思います。そこまで裁判官が踏み込んだということの背景には、大変大きな役割をしているのが被害者宅の出張尋問でした。こうして皆勝ったのですが、すぐに国側控訴ということになりました。

8. 東京高裁の審理

それから二審に入ったのです。一審と二審とでどういう風に違うかと申しますと、まず、一審の時は全部私たちだけの法廷だったのですが、二審の裁判官はそうではなく、合併審理で、他の事件との合併で行われる、我々の法廷で知らない顔が混じっている、まったく一審とは違った妙な雰囲気があって、何か今までと違う、この裁判官、何を考えているのかなどと思いました。

そういうことをもどかしく思ったものでした。弁護士さんたちも困ったと思います。そうかと言って、裁判官忌避をすることは、そう簡単にできるわけではない。そんなわけで、ちょっとここで時間があくのですが、判事が交替するまで待とうというのが弁護士の方針でした。

高野さんの時には、全然その熱意がなく、さっぱり進まない。このようなことを見越してこちらは待つ。裁判官も不熱心だったと思いますが、我々もそのことを感じました。結局、千種という裁判官が交替することになりましたので、この裁判官に判決をもらおうということになりました。

高裁では現場調べをしないのが原則です。証人調べは地裁にまかせるので、現場を見に行くことはしない。しかし、こちらはそれをやってもらう。千種さんならやってくれそうだからやらず、千種さんなら和解も考えるかもしれないからやらず、千種さんなら民事局長もやったことがあるから、ものがわかっているだろう。彼は途中で転出されて、最後まで我々の裁判に関わっていなかったのですが、この人はその後、最高裁事務総長を経て、最高裁の判事になりました。そのように和解を求めたり、全体状況が見える人がきた、この人に我々の命運をかけることにしようとなったのです。そうして裁判を進めていくことになりました。

しかし、一審でも二審でも、因果関係を審理するために時間がかかりました。原告、被告両方の証人を呼び、証言をしてもらうわけです。

一方で、やはり我々被害者から言わせれば、因果関係の議論のところよりは、被害者本人をよく見てくれて、そして、その上でものを考えて、被害の現実をよく見た上で

判断する人にやって欲しいと思います。この訴えの特色が何処にあるかをしっかり考えてほしいと思いました。結局、被害者本人を調べるということを高裁段階でやってもらいました。これも相当時間と手間とがかかりましたが、大変良い結果を生み出したと思います。

裁判そのものはその後、因果関係というような問題も実はあった訳ですが、ひとつひとつの争点で考えると、結局国側は二審では憲法からの直接判断は認められないということだけで、あとはあまりきつい抵抗がなかったような気がします。

最終的に我々が二審で勝ったのは「国家賠償」でした。一審で勝ったのは「国家補償」です。「国家補償」の場合は、具体的な加害者がいなくて、責任をとる者はいないのです。

しかし「国家賠償」となれば、加害者がいて、被疑者がいて、それに対して、それに相当する被害が算出されて、その金額を補償する、乃至は賠償するということになります。ですから、「犯人がいるか、いないか」という言い方の言葉の逆をとれば、「犯人はいる、現に被害者はいるのだから」という言い方になることを望みました。

二審では結局「被害者あり」という言い方になりました。何故そうなったかといいますと、他の裁判との関わりがいろいろついて来たのでした。裁判の結果としては、憲法の類推適用の補償は認められないが、「損害は認められない」という言い方は取らない。「賠償」という言い方で認める。

では何故「賠償」と言うことになったのか。基本的には「禁忌」を『見過ごした』『本当は何回も事故があったかもしれない、やってはいけない状況があったのにやってしまった』『それを医者が見落とした』『だから責任は医者にある』『接種した医者は国家公務員だから国の責任になる』ということで、それは「行政の仕組みの中でしたのだから」という話になったのです。

しかし一審の時、二人だけ国家賠償が認められた。その時には、行政の仕組みのところまでは話があまり行かなかったのですが、二審の段階で「国家賠償法」で勝った時に、その原因は「禁忌看過」で『医者が見落とした』ということになりました。

禁忌看過の判決を取ったのは、札幌高裁における大橋さんの個人裁判でした。そこでそういう判決が最高裁で出て、それを受けて東京高裁は、やはりこれは何とか「国家賠償法」でやれるかもしれないと考えたのですが、その方法はなくて、やはり「禁忌看過」で行くことになりました。ここでギクシャクが起ったと思いました。

本当の因果関係はわからない、医学的な因果関係は特に分からない。しかし「禁忌看過」という形で医者の責任にすれば、国家公務員として、国の行政の仕組みの中で

のエラーがあるのだから、それはまずいんだ、という形になったのですが、ただ、その時に我々に裁判自体の中に、個々の医者 of 過失を取り上げていません。いきなり国に責任を問うたということです。ここに我々の裁判の特徴があるのです。

高裁の方は「これは何とか勝たせなくてはいいけない」という意思が明らかに働いているし、行政のエラーというものを突く必要もあるだろう。それで何とか勝たせなくてはならないので「国家賠償法」で行こうという話になったと思われます。

9. 裁判で得られなかったもの

実はこれから、今日のメモの中の「裁判で得られなかったもの」という話になります。

裁判の中で、副作用の因果関係とか、いろいろなことをしましたが、現在の科学においては意味が十分に説明出来ない、という話になったのです。これはある意味で非常にむずかしい。しかし、必要な議論であることは確かで、それはわかる。そのための改善がいろいろな形で取られてきました。法律の改正もおこなわれました。因果関係では、要するに副作用のメカニズムはわからない。しかし事故が起こり、大変な事態を引き起こし、死亡者まで出ていることは確かであって、これを何とかしなくてはいいけない。

しかし、いちばん初めに我々が一審の時に起こった過失の有無の調査ですが、ワクチン試料がどうだったとか、接種量や接種間隔が問題だったのではないかとか、その他こまかい問題があります。副作用は結局はっきりした原因はつかめない。

また、わからなかったことには、私が裁判で得られなかったものとして、特異体質論です。ある特定の人だけに副作用が起きる。それが特異体質によるのだらうとするにもかかわらず、その因果関係の本当のところはわからない、何だろう、DNA のせいであろうのかどうか。DNA のせいかもしれませんが、それは不明です。

接種の量はどうだったのか、間隔はどうだったのか、あるいはワクチンを打つ注射の方法はどうだったのか。本当はその追跡が全部されるべきであり、あるいは裁判を通して明らかにされるべきであります。された部分はかなりあります。しかし、裁判の判決の中の、そういうものの要素の中では、あまり重く、的確には捉えられていません。

我々が出した八つの問題点のうち、判決で取ったのは「禁忌看過」だけでした。これは、裁判はつまりフィクションだから、法律的に整合性があるように持っていけば裁判官は判決が下せる。これは裁判の進め方の問題と言えます。

そういう意味では裁判官から説得されて来たところがあります。「禁忌看過」で行こうという方針はそれでよいとしても、医学上厳密にやろうとすると大変だ。実際は不可能という反対も出て来るかもしれない、なかなか難しい面があります。

そこを見越して最高裁は「禁忌看過」の判断を出したのだから、この際、裁判を勝ち取る方向で行けば、やはり「禁忌看過」の線を押して行こうということになりました。正直言って、これはやはり納得出来ない部分も残るのです。これから裁判を起こしたい人には問題を残してしまったのかもしれない。

賠償金の請求に対しても、いろいろありました。はっきり言って、我々の裁判は経済的には非常に恵まれました。認定で見舞金をもらいましたから、ある程度は経費をそれでまかなうことができた。ある程度約束のようなものがあり、それに縛られていた部分があったかもしれない。

二審目は、一審で勝った仮執行金で、そのお金をプールして利子でまかなった。今でも5%の利息ですが、裁判費用は全部利子で済んでいます。そういう意味では、経済的には、争いが長期化しても頑張ることができました。これだけ長期化し、またうまくいったのは、一つには経済的に手を上げないで済んだということもありました。最後までやったのですが、最終的には勝訴することができたと思います。その意味では、最初の一審の裁判の過程が重要でした。会費を納め、臨時会費を重ね、費用について公平に分担するようにしたと思っています。

しかし、裁判の賠償金そのものの算出の仕方については問題があります。性差別のある算出方式をそのまま受け取ったのです。今の裁判ですと、そこはかなり違うと思います。

我々のことで言いますと、本当は、本来一歳そこそこの子供の、将来の収入の額を算出することはきわめてむずかしい。それでいくと男女差が相当ある。それをそのままぶつけて来たので、私らはそれはおかしいと言ったのですが、弁護士に説得されてしまいました。そのところは裁判の全体の流れとして受け止めざるを得なかったのですが、今から見ると、そういう意味で問題だったと思っています。

10. 勝訴の基礎 正義・人権

その一方で、私らの裁判が結局勝ったのは何だろうかを考えると、基本的には、やはり中平さんの言うように、正義、人権の問題なのです。そんなことがあってはいけない、国は一方で正義、正義と言って、社会防衛を説きながら、人の生命をまるで無防備状態にしておいてはいけないはずで、そういう状態があってははいけないんだ、これは

おかしいという、その共感を基本的には得ることができたことだと思います。

そういう意味で、我々の裁判の進め方には間違いはなかったと思います。ですから、その後の10年、20年、30年後の裁判では、やはり人権意識が時と共に段々高まって行ったと思います。

また、我々が怒った理由の一つは、予防接種の事故があろうと、そんなことは医者だけが知っていればいい、あるいは担当官が知るだけでいい、普通の人は皆知らせてくれと言わないから、公表すると言ってくれない。そういう発想だけでいて、今で言う情報公開的なことは一切しない、極力しない、という状況は現在はかなり変わりはしました。それは我々の裁判を含めて、世の中の進歩の原動力だったのです。裁判の効果はそういうところにもあったわけです。

やはり、裁判を通して、世の中全体の人権意識を高めたのは我々で、皆が高まって来た、そのことに我々は支えられて来た。我々だけではなくて、他のあちこちで集団裁判を起こして来て、それが皆勝つことが出来たということは、私たちの努力、お母さん方の努力が基本にあります。そういうのを支えて来てくれる人たちがいる、そしてまた、それを取り囲んで来ている世論というものがあったからこそだと思います。

すでに、私らが始めた一審の昭和48年には、高度経済が進行している時で、公害裁判が全国で出始めた、そういう時期に、その流れの中に私らは関わったのです。

そういう意味では、私らが裁判所に行くと、水俣病、その他の公害病の他の裁判、我々とは直接つながりのないと言ったら語弊があるかもしれませんが、そういう他の裁判の作用は、我々の裁判の中に随分大きく影響を及ぼしたと思います。

そこで私らは、公害裁判に参加しないとか、動員して欲しいとか、そういうことを公害裁判の方から随分言われました。しかし、それほどの余裕もなかったのが実状です。他からは、随分東京裁判というのはおとなし過ぎると言われました。それは、やりたくても出来ない。原告たちが全国に散っていて、なかなか集まらない。他の予防接種原告団は、割と地域的なまとまりを持っているからできる。東京訴訟の場合はそれが出来ない。

現にお子さんを抱えて、そのお子さんが小さいうちの問題と、ちょっと大きくなってからの問題とはみな違ってきます。子供の時にはそれなりの問題があり、ちょっと大きくなりだすと、学校をどうするか。養護学校へ入れるか、普通学級へ出すとか、施設かとか、どんどん子供の年令の異なった段階での問題を一緒にするのはむごいではないか。他の裁判に参加したくても、自分たちのことをするのが精一杯でした。何回もゆき戻りつをして、30年も裁判をしていて、我々原告団62家族全員が揃ったことはついにあり

ませんでした。それはやはり、地域的な広がり、幅、年令、生まれた状況などの差異がばらばらで、一つとして同じものはなかったことによると思います。

11. おわりに

しかし、長続きしたのは、みなが志を同じくしてまとまっていたためだと思うのです。そういう意味では、私は東京で裁判をしていた皆さんからは支持をされ、恵まれた形で来たと思います。しかし私自身が至らなかったことは多々あります。反省しています。皆さんには迷惑をかけました。自分がもっと皆さんのために場を作ったり、できなかったこともあるでしょうが、一緒に共同作業をしていれば、全体意識、同志意識はもっと育っていたでしょう。これは皆さんも今までの経験の中でおわかりだと思いますが、なかなか私の理想とする状況にはなりません。これはやむを得ないことであると同時に、皆さんいお詫びをしなければいけないことと考えています。

以上